

中小公庫のコンサルティング機能について

中小企業金融公庫盛岡支店

支店長 真柄 喜代隆



今年の3月に静岡から赴任してまいりました。よろしくお願いいいたします。

岩手県を訪れたのは初めてで、よく市内をぶらり散歩いたします。建造物がよく保存されており、また石川啄木、宮沢賢治の碑がいたるところにあり、文化の香り高く、前任の藤本からは高橋克彦の陸奥歴史三部作と「壬生義士伝」はぜひ読むようにと引継ぎで言われました。まだ、「壬生義士伝」と「天を衝く」を読んだだけですが、是非、全部読破して、ゆかりの地を訪ねてみたいと思っています。

さて、仕事の方ですが、私ども中小公庫では、昨年7月に従来の融資業務に加えて、証券化支援業務と信用保険業務が加わりました。新しく始まった証券化支援業務は、中小企業の皆様への無担保資金の供給の円滑を図るため、民間の金融機関が行う証券化を支援するものです。また、信用保険業務は、保証協会が行う債務保証に対して保険を行うものです。

3業務体制のもと、あらたに新理念を策定し、従来以上に 地域との連携、今までの融資業務に加え、証券化、信用保険の機能を活かした総合政策金融機関として円滑に資金の供給、これまで中小公庫が長年にわたり蓄積した中小企業経営にかんする情報・ノウハウを活用して「コンサルティング機能」を発揮することを掲げ、積極

的に中小企業を支援していくことを明確にしました。

こうした中、足元の景気動向は回復基調にはあるものの、しかし、お取引先のお話を聞きますと、大企業に比べ遅れている、地域間、個別企業間バラツキがあり、まだまだ厳しい環境とのご意見が大半です。かかる環境下、さらに、経営を安定させ、生き残っていくためには、現状分析を踏まえた経営計画を作成していくことが必要です。金融環境が変化する中で、金融機関に自社の現状を理解して貰い、継続支援を得ていくため、合理的で実現可能性の高い経営改善計画を策定し、着実に実行していくことの重要性が高まっています。

中小公庫では、先に述べたコンサルティング機能として企業診断、SWOT分析を活用して、お客様との対話を深め、併せてその課題解決策のひとつとして経営改善の手法やその改善の手掛りとなる事例等を提案書にまとめて、経営改善提案としてご提供させていただいております。また、これ以外にも事例提供、ビジネスマッチング、経営ノウハウ冊子のご提供にも取り組ませていただいております。今後とも、地域金融機関や諸関係との連携を一層強め、中小企業の皆様のニーズに応えられるよう努めてまいります。

平成 17 年度地区別懇談会を開催

組合代表者と中央会との地区別懇談会は、6月7日の盛岡地区（工業部門）を皮切りに6月下旬までの間に、県内10地区を会場に開催した。

各地区の懇談会には、鈴木会長をはじめ池野副会長、谷村副会長、阿部副会長、千葉専務理事、佐藤理事兼事務局長の本会役員と本会職員がそれぞれの地区に分担して出席した。各会場の参加者より数々の意見・要望を聴取させていただき、これに本会が応えるという機会を得た。

特に本年度は、長引く景気の低迷、経営環境変化への対応難などの窮状を訴えつつ、それぞれが本県を支える産業であるという自負と責任ある立場からの発言が多く寄せられた。業種や企業によって利益相反する項目もあるが、県内中小企業者それぞれの事業が浮揚・改善することで相乗効果・波及効果を生み、牽いては地域を良くしていく事へと繋がる意見・要望が数多く述べられた。また、従前から中央会より陳情・要望している事項の早期実現と本年度の中小企業団体全国大会提出議案(案)への賛同と早期実現を求める意見も数多く得られた。

こうした意見・要望は、本会の指導・支援の各事業に反映させていくほか、整理と検討を加え、本年9月に札幌で開催予定の全国中小企業団体全国大会の議案として、また、岩手県知事への要望として提出を予定している。



主な意見・要望の要約は、以下のとおり。

街づくり	・街づくり三法（大店立地法・中心市街地活性化法・改正都市計画法）の見直しについて、中心市街地活性化のため真に実効が上がるような見直しを実施すること
	・大規模小売店の出店、営業時間などについて地元地域中小小売・サービス業者との調整を図るため、県条例を制定し、広域調整機能を発揮できるようにすること
	・商店街に設置されてあるパーキングチケットは、来街者の利便性確保のためにも継続運営をすること
	・街のブランド（テーマとシンボル）を見つけ、良い街づくりの推進
	・街区一番店の事例研究と店舗間ネットワークの構築
官公需	・官公需発注に関して、地元中小企業者が応札できるよう一層の分離発注を推進すること
	・入札資格において地域制限（地元地域の企業へ）を配慮すること

官 公 需	・官公需発注契約に際して、地元優先（資材の地元調達、下請企業の地元選定等）への指導を強化すること
	・下請け労務単価、資材単価と実勢価格に乖離があり、適性価格の維持に配慮すること
	・官公需適格組合証明のPRと有効性の向上
	・国・県・市町村における中小企業組合への理解と一層の協力
	・指定管理者制度の推進に際し、地元中小企業者へ積極的に委託すること
	・官公需・公共工事は、県内の各業種への経済的な波及効果が大きいことから、一定の予算を確保すること
	・兎に角、景気対策を一番優先で行っていただきたい
原油価格調整制度	・原油価格の急激な高騰が経営を圧迫してきている。各企業においてコストアップ分を価格転嫁できない状況もあり、早急な価格の沈静化を図るため原油価格調整制度の実現・早期導入。
税 制	・損金算入可能な修繕積立金制度創設
	・商品券の未引換原価の益金算入について算入までの期間を延長すること
	・固定資産税の算定について、中心市街地及び郊外大型店立地地域の課税評価額を見直すこと
融 資	・信用保証枠の拡大や融資基準の緩和による「育てる融資」を推進すること
高度化事業	・高度化事業制度（手続き・金利等）について一層の柔軟な対応
組合運営	・組合の事業推進や建て直し、今後の方向性についてアドバイスを期待する。
	・人材育成（世代交代・内部人材育成等）の支援強化を
	・組合間連携の推進支援（関連業種組合の連携・協議する場の設置等）

全国中小企業組合士協会連合会通常総会が開催される

全国中小企業組合士協会連合会の通常総会が、6月17日に東京都において開催された。提出議案はすべて原案通り可決され、組合士制度の普及と組合士3,551人（平成17年6月1日現在）の地位向上を図ることを目指すこととした。席上、岩手県中小企業組合士会会員の阿部邦敏氏が全国中小企業組合士協会連合会会長表彰（優秀組合士）を受賞、花巻機械金属工業団地協同組合（岩手県中小企業組合士会会長似内裕司氏の所属組合）理事長川辺助之氏に感謝状が贈呈された。



総会終了後、全国中小企業団体中央会主催による中小企業組合士全国交流会が開催された。明治大学政治経済学部教授森下正氏により「連携組織の新たな動きと組合の役割」と題して講演がなされた。その後、全国各地から集まった組合士の連携促進と資質の向上を図ることを目的として分科会討議が行われた。「組合の活性化をいかにして図っていくべきか」「組合士は、いかに自己変革して組合に貢献していくべきか」「中央会の組合支援は今後どうあるべきか」をテーマに3グループに分かれて議論を交わしながら組合士間の交流促進を図った。

なお、岩手県中小企業組合士会通常総会は、7月22日(金)盛岡市のホテル東日本において開催する予定。

組合活性化のために“1組合1組合士”の設置を！ “あしたを拓く組合士”が活躍します。

商工中金からのご案内です
 ~中央会と商工中金の連携による新設組合に対する貸付制度~

商工中金では、中央会との緊密な連携を基に新設組合の方々を対象とした貸付制度を用意しております。具体的な貸付制度の概要は以下のとおりとなっておりますので、積極にご活用いただきますようお願い申し上げます。

<貸付制度の概要>

貸付対象者	新設組合のうち、中央会からのご推薦がある組合の皆さま 新設組合とは...設立後5年以内の皆さま
資金用途	設立もしくは設立後の事業の継続・拡大等により、必要となる設備資金、長期運転資金
貸付限度	1組合あたり10百万円以内
貸付利率	長期プライムレート以上（固定金利）
貸付期間	3年以内（据置6ヵ月以内）
担保	原則、無担保
保証人	原則、組合役員

1 なお、本制度による借入のお申込みについては、商工中金の審査によりご融資が決定いたしますので、ご要望にお応えできない場合があります。

2 本制度による借入のお申出に対してお応えできない場合でも、組合の皆様のご希望がございましたら、お時間をいただき、別途一般貸付により担保や保証人等の条件を含めて再度ご検討させていただきます。

<お問い合わせは、本会又は商工中金盛岡支店まで>

TEL : 019 - 622 - 4185

個別専門指導事業を活用してみませんか？

組合においては突発的な問題について即時対応を求められることが往々にしてあります。内部で処理できる問題であれば良いのですが、様々な専門家からの意見・助言により課題解決を図らなければならないケースもあります。

ことに専門的な知識を必要とする事項（経営、法律、税務、労働、IT等）については、各分野の専門家を活用することが有効な手段です。

本会では、こうした不測の事態に対応するため、弁護士、税理士、弁理士、中小企業診断士等の意見・助言を仰ぐ「個別専門指導事業」を随時実施しております。内容は次のとおりです。

1. 支援内容・・・経営、法律、税務、労働、IT等の問題について、その分野の専門家から指導を受ける際、その経費の一部を補助。専門家の選定を本会に委ねることも可能です。
2. 支援対象・・・組合を対象とします。
3. 支援対象経費・・・専門家謝金、専門家旅費。
4. 支援金額・・・1件につき、3万円程度。
5. 支援率・・・対象経費の2/3を支援。1/3を自己負担とします。

お気軽に本会連携支援部までご相談下さい

やってTRY！経営革新！

～ 中央会の経営革新支援事業のご案内 ～

「うちの会社（組合）で新規事業を検討中だが、公的な支援はないだろうか？低利の融資制度は？」このような、新たな取り組みを行おうとする中小企業に対する支援策が「中小企業新事業活動促進法」による経営革新支援です（制度の概要は本誌と同封のパンフレットご参照下さい）。

本会では、「新規事業を予定している」「経営革新計画の承認取得を考えている」意欲的な組合・組合員企業に対し、事業プランのブラッシュアップや経営革新計画策定の支援を行っています。

「わかりやすく制度の説明をしてほしい」「新しい取り組みをしたいのだが、どんな分野が有望だろうか？」「この事業内容は支援対象になるだろうか？」「計画書の作成を手伝ってほしい」...などなど、経営革新に関するあらゆるご相談を受け付けています。

本件に関するお問い合わせは
市場開発部まで

「会社法制の現代化」の動向について

平成 16 年 12 月 8 日に法制審議会から「会社法制の現代化に関する要綱案」が提出され、平成 17 年 2 月 9 日に「会社法制の現代化に関する要綱」が決定されました。そして、新「会社法」が 3 月 18 日に閣議決定され、3 月 22 日に法案提出、さらに 5 月 17 日には衆議院を通過して、6 月 29 日に成立しました。同法の施行は、平成 18 年春頃を予定しています。

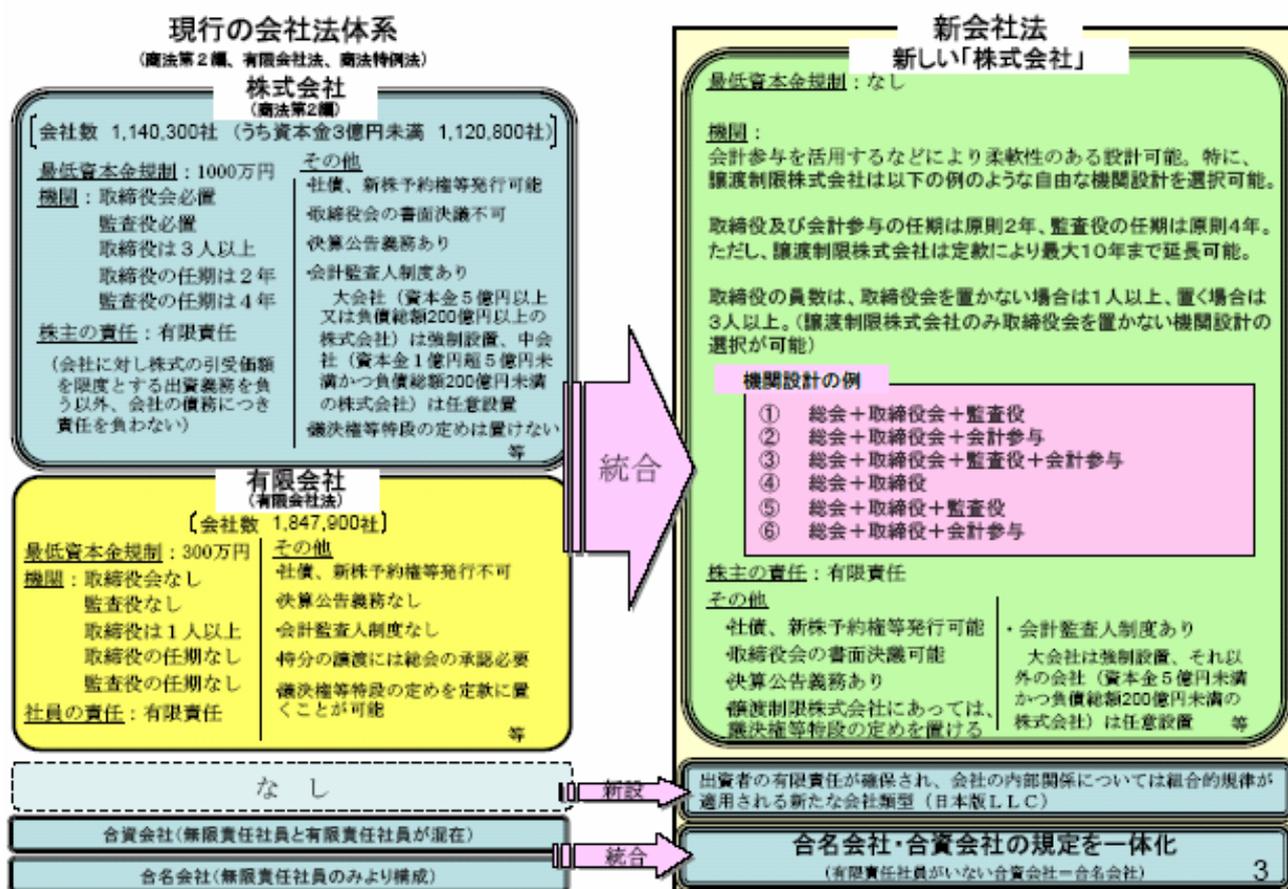
今回の改正では、会社関係の法律を「会社法」というひとつの法律に整理して現代語化を図るとともに、最近の社会経済情勢の変化に対応するための各種制度の見直し等、内容面の現代化を図るための実質的な改正が行われています。以下では、中小企業の観点から見た新会社法のポイントについて紹介いたします。

<新会社法のポイント>

有限会社法制と株式会社法制の統合

現行法の下では、信用力が劣るという認識から小規模の企業であっても株式会社形態を選択するなど実態として有限会社と差がない株式会社が増加し、取締役員数規制や取締役会の設置義務等の規制が形骸化しているとの課題を受けて、新会社法では、「株式会社」と「有限会社」の両会社類型を統合し、一つの会社類型（株式会社）として規律している。ただし、既存の有限会社が株式会社になることを強制するものではなく、そのまま「有限会社」の商号を引き続き使えるような経過措置が設けられている。

有限会社制度が廃止されることに伴い、株式会社のうち、実態として経営と所有が未分離と考えられる譲渡制限株式会社（株式の譲渡について会社の承認が必要である旨の定めがある会社）にあつては、定款自治による自由な機関設計を認めている。



機関設計の柔軟化

新会社法においては有限会社と株式会社の区分が撤廃されることになるが、企業の成長段階に合わせた柔軟な機関設計の選択を許容しており、特に譲渡制限株式会社については、取締役会の設置規制を外し、取締役1名でも可とし、取締役・監査役の任期は定款で定めれば最大10年まで伸長できることとなっている。

<新会社法による機関設計の見直し>

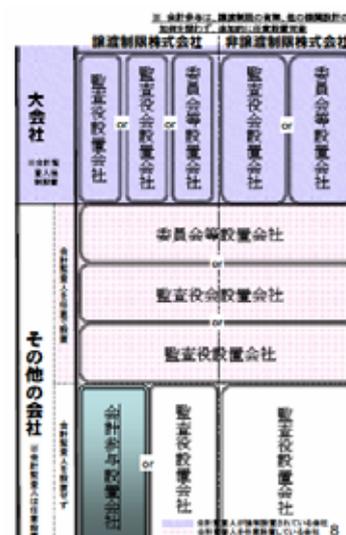
次に掲げる原則の下で、各機関(取締役、監査役・監査役会、会計参与、会計監査人又は三委員会等[指名委員会、監査委員会、報酬委員会、執行役])を任意に設置することができる。
すべての株式会社には、株主総会のほか、取締役を設置しなければならない。
取締役会を設置する場合には、監査役(監査役会を含む)又は三委員会等のいずれかを設置しなければならない。ただし、大会社以外の株式譲渡制限会社(すべての種類の株式が譲渡制限株式である株式会社)において、会計参与を設置する場合には、この限りではない。
株式会社(委員会等設置会社を除く)の取締役の任期は原則として選任後2年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとする。ただし、株式譲渡制限会社については、定款でこれらの任期を最長で選任後10年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時まで伸長することができる。

会計参与制度の導入

中小企業にとって会計監査と業務監査(取締役の業務執行の適法性についての監査)の双方の義務を行う監査役の設置は困難であり、会計監査人による監査は信頼性が高いがコストも高いとの指摘がされていた。

そこで、新会社法では、過度な負担なく中小企業の計算書類の信頼性を向上するため、主に会計監査人が設置されない中小企業に対し、会計専門家が取締役と共同して計算書類の作成を行うことにより計算書類の信頼性を高める「会計参与制度」を導入している。この会計参与は、株主総会で選任された税理士・公認会計士が担い、計算書類の作成に特化するが、任務懈怠があった場合は、対会社責任(過失責任)及び第三者責任(重過失責任)を負うことになる。

また、当該制度は任意の制度であるが、取締役会を設置した会社では、会計参与を設置することで監査役に代えることが可能であり、機関設計の如何や譲渡制限の有無にかかわらず、会計参与を任意で設置することができる。



譲渡制限株式会社の株式に係る特例

経営と所有が比較的未分離な中小企業にあっては、これまでも譲渡制限の定めを定款に置くことにより、株式の譲渡について会社の承認を要することが可能であった。しかし、相続や合併といった譲渡以外の事由による株式移転を妨げることはできず、株式分散の防止効果に弱さがあると指摘されていた。

このような指摘を受けて、新会社法では、相続や合併といった譲渡以外の事由による株式移転を会社が承認しないことを可能とする旨を定款で定めることを許容している。また、従来、議決権が制限された議決権制限株式の発行については発行済株式総数の1/2未満とされていたが、新法ではその制限が撤廃されている。

会社設立に関する規制の見直し

1. 商業登記の柔軟化

- ・類似商号規制()について、企業活動の広範化や登記手続きの簡素化の要請を踏まえ廃止。
- ・同時に類似の判断基準となっていた「会社の目的」についても記載基準を緩和。

同じ市町村において他人が登記した商号を同種の営業について登記することを禁止

2. 最低資本金規制の撤廃

- ・創業の促進の観点から、設立時の払込価格の下限規制を撤廃。

<留意点>

一定金額以上(300万円程度)の資本(純資産)を積み重ねれば配当等の剰余金分配ができない



岩手県乾麺工業協同組合

理事長	高橋 信教
組合員数	9名
出資金	21,000,000円
住所	盛岡市上田1丁目11番29号
電話	019-624-4736
F A X	019-624-4737

盛岡冷麺を全国ブランドに ~ 組合65年の歴史 ~

TVや雑誌等に数多く取り上げられている「盛岡冷麺」。その辛さと旨さの絶妙のバランス、そして何ともいえないあの麺の食感で、現在ではすっかり全国ブランドとして定着した感がある。この「盛岡冷麺」を本県の代表的な特産品に押し上げ、全国的なステータスの獲得に大きく貢献した『岩手県乾麺工業協同組合』のルーツは昭和15年にまで遡る。当時組織された「岩手県製粉工業組合」と「岩手県麺類工業組合」が昭和19年に統合、そして組合法の改正に伴い昭和22年に協同組合として組織変更、昭和56年に現在の名称に変更したという県内でも有数の歴史ある組合である。

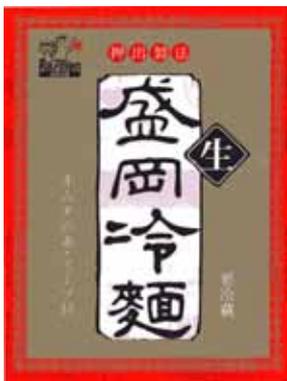
しかし、その歩みは決して順風満帆なものではない。昭和15年の設立当時には100社を超えた組合員が、昭和20年代後半まで続いた国民の食糧確保のための統制経済から自由競争時代に移り、現在のような食品の多様化が進展する中で次々とその姿を消して行った。現在の成功は、いつの時代においても県産の材料にこだわりながら自分たちの強みを活かし、常に生き残りを賭けた事業展開を継続し、それに勝ち続けてきた成果だといえるだろう。

<盛岡冷麺のルーツ>

冷麺のルーツは朝鮮半島の北西・平壤で、昭和の初めに日本へ。のちに盛岡に定住した人たちが故郷の味を懐かしみ、戦後になって盛岡市内に店を出したのがはじまりとされている。

ただし、本場の冷麺は、そば粉・でんぷん・小麦粉を練り合わせて作る黒い麺に対し、盛岡冷麺は小麦粉とでんぷんがベースの白い麺である。

ブランド定着までのあゆみ



商品の多様化が進み、様々な品物が溢れている今日においても、消費者の購買意欲を掻き立て、変わらぬ価値と安心感を約束する「ブランド・イメージ」。物が溢れ、とかく価格差だけで商品の優劣が判断されがちな現在、商品の特性や安心感・付加価値などを消費者に正しく理解してもらうのに大きな効果をもつ戦略のひとつである。

ブランドの構築には、長い年月とコストをかけて商品の信用を消費者心理に植付けしていく作業が必要であるが、組合にとってその契機となったのは昭和57年に生き残りを賭けて取り組んだ県の地場産業総合振興事業だろう。時代のニーズから乾麺の需要が衰退していた当時、消費嗜好に適した全く新しい麺の創作に着手したのである。当該事業で当時日本では生産されていなかった製麺機を本場韓国から輸入、試作を繰り返すとともに消費者の嗜好調査を徹底し、半乾燥冷麺の商品化を実現した。その後、

本県の冷麺ブームが追い風となり売上が飛躍的に増加、その需要に対応するべく平成2年には冷麺工房（共同工場）を設置した。その後も、再三にわたる消費者調査を通じて製品改良を繰り返し、首都圏と県内向けに二本立てたきめ細やかな販路開拓、流通業者や飲食店業界と連携したPR等を展開し、「盛岡冷麺」の知名度の向上に向けて取り組んでいる。

ちなみに息の長いブランド・イメージが確立されていく過程では、一般的に、対象となる商品は「市場浸透速度」が比較的遅く、「リピート率」がかなり高くなるという特徴を示すといわれている。「盛岡冷麺」はこのような特徴を見事に示しているのではないだろうか。

第18回 山田町

- Town Information - 山田町は、岩手県沿岸部陸中海岸のほぼ中央に位置し、北部は宮古市、西部は川井村と大槌町、南部は大槌町に接し、東部は太平洋に面している。面積は263・43k㎡に及ぶが、平地部は極めて少なく、面積の大半は山林原野が占めている。

東部・東南部は典型的なリアス式海岸で、波静かな山田湾と船越湾を擁している。また、沖合は、親潮と黒潮が交差して世界でも有数の三陸漁場を形成し、豊富な漁業資源に恵まれている。

主な産業は、山田湾、船越湾でのカキ、ホタテ貝、ワカメ等の養殖と鮭魚を中心にした水産業である。

気候は、沖合で交差する寒流系の親潮と暖流系の黒潮などの海流と、西方を縦走する急峻な北上高地の影響を強く受け、一般的には県内陸部と比較して降雪量が少なく、暖冬涼夏で過ごしやすい気象である。



山田湾

メモ 人口 20,816人 面積 263.43km²
URL <http://www.town.yamada.iwate.jp/>

オランダ島 ~ 東北唯一の無人島海水浴場 ~

県内でも指折りの海水浴場があることで有名な山田町であるが、中でもオランダ島海水浴場は別格である。オランダ島は山田湾内に浮かぶ無人島で、島の周囲は白い砂浜に囲まれており、海水の透明度も高いため、シーズンになると毎年数多くの観光客で賑わう東北で唯一の無人島の海水浴場である。(2003年に町が島の所有権を取得)

この島の名称の由来は古く、1643年、水と食糧の補給のためオランダ船「ブレスケンス号」が山田湾に入港し、この島の付近に錨を降ろしたという史実から「オランダ島」と呼ばれているとのこと。

今年の7月16~17日(16日は前夜祭)には、「オランダ島まつり&ビーチフェスティバル」が開催され、サンセットクルーズやマリンスポーツの体験コーナーなど様々なイベントが行われた。

山田町はこの他にもたくさんの観光資源や郷土芸能、海の幸を中心とした特産品に恵まれており、これら自然文化を観光客誘致の目玉とし、町の活性化の要としていく方針である。



オランダ島海水浴場

まつりで商業振興 ~ 山田の魅力発信事業 ~

平成13年度から観光誘客、商工業の振興を 祭り で盛り上げようと商工会を中心に実行委員会を組織して始まった山田の魅力発信事業。今年は「山田てんこ盛りフェスタ2005」と銘打って次のようなまつりを予定している。山田町のさまざまな魅力を発信し地域の活性化を目指して、来年度以降も続けていく意気込みである。

事業名	開催日	会場	主な内容
オランダ島まつり & ビーチフェスティバル	7/16・17	オランダ島・山田漁港	ハワイアンコンサート マリンスポーツ体験等
やまだエンターテイメントカーニバル	9/17~19	山田駅前広場	八幡神社・大杉神社神幸祭 郷土芸能、山田湾内クルーズ
山田カキまつり	3/19	大沢漁協	カキ試食販売、特産品販売

詳しくは、山田町商工会までお問い合わせください。

山田町商工会 TEL 0193-82-2515 FAX 0193-82-0677

～ 平成17年度第2・四半期官公需発注ニュース ～

国等の中小企業向け物品等の発注計画は、次のとおりとなっていますので受注希望組合及び事業所は、直接、官公庁へお問い合わせください。

国等の中小企業向けの物品の発注計画は次のとおりです。

・中小企業向け官公需特定品目
(単位:千円)

発注機関名	調達方法						1回当たり 発注数量
	品名	数量	金額 (千円)	規格・仕様等	入札 方法	時期	
岩手県医療局 TEL:019-629-6311	総勘定元帳等 帳票類	34,726部	6,000	各帳票ごと	指名 競争	8月	34,726部
	薬袋	150,000 枚	700	上四六版 45kg～70kg 120mm×200mm ～ 180mm×320mm	指名 競争	8月	150,000枚
	食事指示箋	3,500冊	500	A4版(複写式) 2枚×50組	随意 契約	8月	3,500冊
岩手河川国道事務所 経理課契約係 TEL:019-624-3131	コピー用紙 (単価契約)		1,500 (年間)	A3,A4,B5,B4 再生コピー用紙	一般 競争	7月 下旬	月150千円程度 (昨年実績)
	事務用品 (単価契約)		3,500 (年間)		一般 競争	7月 下旬	月400千円程度 (昨年実績)

・工事の一般競争の発注に関する情報
(単位:千円)

発注機関名	情報内容					
	工事名	場所	概要	工期	入札 時期	備考
東北農業研究センター 総務部会計課調達係 TEL:019-643-3440	野菜花き第1共同 実験室給水 配管改修工事	盛岡市 下厨川	給水配管改修	未定	8月頃	
	調査株保存舎 屋根・外壁 改修工事	盛岡市 下厨川	屋根・外壁改修	未定	8月頃	
	成形粗飼料実験 室屋根他外壁 改修工事	盛岡市 下厨川	屋根他外壁改修	未定	8月頃	

・工事の一般競争の発注に関する情報

(単位:千円)

発注機関名	情報内容					
	工事名	場所	概要	工期	入札時期	備考
都市再生機構 岩手都市開発事務所 TEL:019-636-1511	盛岡南盛岡駅 本宮線歩道整備(17-1)工事			18年3月 15日まで	7月 下旬	
	盛岡南宅地整備(17-2)工事			18年6月末 まで	7月 下旬	
岩手河川国道事務所 経理課契約係 TEL:019-624-3131	平泉北こ泉橋 上部工工事	西磐井郡 平泉町	3径間連続鋼鈹桁橋 製作・輸送・架設	約12ヶ月	第2 四半期	分任官契約の公募 により行う 予定
	大槻交差点 改良工事	一関市	交差点改良 1式	約9ヶ月		
	長根西道路 改良工事	花巻市	函渠工 N=2基 (B5,500×H5,400 L=41.5m) 排水構造物一式 路体盛土一式	約8ヶ月		
	新稻荷橋 下部工工事	二戸郡 一戸町	橋梁下部工 N=2基	約8ヶ月		
	一関遊水地 磐井川右岸 高架橋上部工 工事	一関市	・PC4径間連結プレ ンションT桁橋×1連 ・PC3径間連結プレ ンションT桁橋×1連	約8ヶ月		
	一関遊水地 大源川旧川 処理工事	一関市	盛土工 V=100,000 m ³	約6ヶ月		
	一般国道4号 外台川原地区 下部工工事	花巻市	ケーソン橋脚 N=2基 低水護岸工事 L=110m(A=2,000 m ²) 高水敷保護工一式	約12ヶ月		
国立宮古海上学校 庶務係 TEL:0193-62-2340	練習船「月山」 修繕工事	請負 造船所	船体塗装工事 他	8月初旬	7月 中旬	

組合運営 Q&A

本稿では、組合を運営していくうえで生じやすいと思われる質問・疑問について、一問一答形式でお答えしていきます。

Q . 組合における「規約」と「規程」の違いについて教えてください。

A . 一般に規約・規程といった用語はかなり混同して用いられ、その意味するところも必ずしも同一でない場合が多く、実際には「規程」とすべきものを「規約」としたり、「規約」とすべきものを「規程」としたりしているものが見られます。

法律上、規約及び規程を区別して使用する理由は、規約については、それが総会の議決事項になっている点にあります。規約の場合は、法律上必ず総会の議決を経て設定する必要がありますが、もしそれが規約でないものであれば、その設定は理事会において行ってもよいことになります。

規約とすべき事項については、法律（中協法第34条、団体法第5条の23第3項、第44条）では、次の5項目を規定しています。

- 総会又は総代会に関する規定
- 業務の執行及び会計に関する規定
- 役員に関する規定
- 組合員に関する規定
- その他必要な事項

すなわち、規約とは、定款で定められた基本的事項を具体的に実施するための基準であり、また、定款同様に組合員を直接的に拘束するような事項について規定するものと言えます。

〔規約・規定の意義〕

規 約	<p>規約とは、組合の業務運営及び事務執行に関して、組合員間を規律する自治規範をいい、その設定・改廃には総会又は総代会の普通議決を必要とする。</p> <p>例)「共同事業規約」・「委員会規約」・「賛助会員規約」など</p>
規 程	<p>規程とは、組合の事務執行上に必要な関係を規律するものであり、直接組合員の権利義務に影響を及ぼすことのない事項に関する内規をいい、その設定・変更及び廃止は理事会で行う。</p> <p>例)「庶務規程」・「旅費規程」・「給与規程」など</p>

情報連絡員レポート

5月分 景況感は総じて低迷

全体の概要

鉄鉄鋳物製造業では、東南アジア向けトラック、中国向けの建設機械、工作機械等の需要が牽引役となり、特に機械鋳物部品の生産並びに売上げが好調であった。一方、前月に続き、IT関連の一部製造業では生産調整が続いているほか、その他の製造業、建設業、商店街等でも、原材料・燃料価格の高騰、公共工事の削減、消費の抑制等により特に収益・景況感の指標はマイナス幅が大きく、本県中小企業の経営環境は依然厳しい状態が続いている。

主な業界及び地域組合等の動向

こんにやく製造業

組合員間の格差がここにきて著しく開き、本年度も総会出席者が大きく減少した。このままでは組合の存続が危ぶまれる状況である。

菓子製造業

売上高のマイナス幅は緩やかに縮小しつつあるが、依然として前年比割れは続いている。GW期間中も、人手の割には土産品等の販売増にはつながらなかった様子である。

木材・木製品製造業

月前半は荷動き悪く心配したが天候回復し田植えも順調に終了した。後半より荷動きも回復し、大工達が現場に戻って来た。これから第1四半期後半スタートです。

生コンクリート製造業

出荷量の減少に歯止めがかからず、前年同月比84.3%にとどまった。

鉄鋼・金属製造業

一関の組合員（取扱：Hグレード）が民事再生手続き開始。事実上倒産。同業者（組合員）が3~4社が下請けをしていた。

一般機器製造業（花巻市）

大きな変化は見られず、売上高も横這いで推移している。

野菜果実卸売業（盛岡市）

取扱数量では前年同月比0.9%減（5,144t）、取扱金額で同5.99%減（1,071百万円）、トン当り単価で同5.11%減（208千円）であった。

酒・調味料小売業

酒類全体で占有率が高いビールの中で第三のビールが占有率を高めているものの売上高としては厳しい（低価格のため）。夏場に向けて期待したいが、全体の消費数量が伸び悩んでいる。

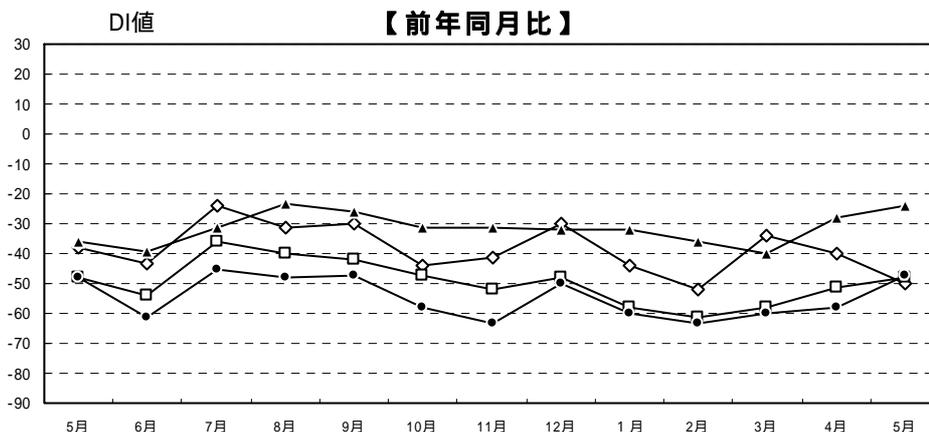
商店街等（盛岡市）

「当商店街の看板店」の閉店セールがあり、小売業の厳しい商業環境が表面化してきている。ダイエー盛岡店の動向も、一部報道記者が再生機構、スポンサー企業との構図を理解しないで掲載したことにより、ダイエー盛岡店の関係者が迷惑を受けた。

運輸業（矢巾町）

燃料（軽油）の値上がり分を運賃に転嫁できない状況が続いている。

売上等の動向（全業種DI値）



景気動向指数
 DI（デフュージョンインデックス）値
 DI値は「好転」業種割合から「悪化」業種割合を差し引いた数値

- ... 売上受注
- ... 収益状況
- ... 資金繰り
- ... 景況



【中央会主催事業等のスケジュール】

月 日・時 期	内 容	担 当 課
7月22日(金)	岩手県中小企業組合士会 平成17年度通常総会 場所 盛岡市 ホテル東日本 時間 15:30~	総務企画部
9月15日(木)	第57回中小企業団体全国大会(北海道大会) 場所 北海道札幌市 札幌ドーム 時間 10:00~13:00	総務企画部
11月10日(木)	岩手県中小企業団体中央会 創立50周年記念式典 場所 ホテルメトロポリタン盛岡「ニューウイング」 時間 13:00~	総務企画部

主要日誌 (6月1日~6月30日)

中央会主催・関連事業	関係機関・団体主催行事への出席等
・盛岡地区別懇談会(工業) (6/7)	・平成17年度活路開拓事業説明会 (6/3)
・盛岡地区別懇談会(商業) (6/8)	・岩手県消費生活審議会 紛争解決部会 (6/6)
・北上地区別懇談会 (6/9)	・岩手県緑化推進委員会 植樹祭 (6/7)
・水沢地区別懇談会 (6/16)	・平成17年度キャリア・スタート・ウィーク
・二戸地区別懇談会 (6/16)	第1回支援会議 (6/7)
・一関地区別懇談会 (6/17)	・岩手県社会福祉協議会
・会計啓発普及セミナー「経営者のための実践講座 ~経営力を強化するための会計~」(6/17)	第1回貸付審査等運営委員会 (6/16)
・宮古地区別懇談会 (6/20)	・岩手県空港利用促進協議会 (6/16)
・久慈地区別懇談会 (6/21)	
・花巻地区別懇談会 (6/24)	
・商店街近代化講習会 (6/27)	
・釜石地区別懇談会 (6/28)	
・大船渡地区別懇談会 (6/29)	

盛岡人材銀行ニュース <平成17年4月-17年5月分>

(お問い合わせ) 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡人材銀行(019-653-3257)

職業	管 理 職				技 術 職					専 門 職			その他	合計
	総務	経理	営業	他	機械	電気	建築	土木	他	薬剤師	教育	他		
求人	3	2	12	83	8	8	31	9	58	6	6	83	18	326
求職	7	10	19	23	2	6	12	18	17	0	6	35	0	155
就職	2	2	2	8	0	0	4	0	4	0	1	9	1	33